

池田町住宅リフォーム促進事業のご案内



補助対象工事費が**20万円**以上の場合に、

対象工事費の**10% (上限10万円)**を補助します。

(※今年度より補助率及び補助限度額が変更になりました)

池田町では、住民の生活環境の向上と地域経済の活性化を図るために、住民が自己の居住する住宅を、町内施工業者によってリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を補助します。下記の期間において受付を行いますので、注意事項を確認のうえ申請してください。

■補助対象要件

申請には、以下の要件を全て満たす必要があります。



補助対象者

町内に居住し住民登録をしている者で、町税等を滞納していない方

補助対象住宅

補助対象者が町内に所有し居住している、又は居住を予定しているもの

(賃貸住宅、店舗兼用住宅の店舗部分、会社名義の住宅、常時居住していない住宅及び建築年から3年を経過しない住宅を除く)

補助対象工事

①町内に事業所を有する法人、及び町内に住所を有する個人業者が施工するもの

②上下水業者は町の指定店を取得し、町内に事業所を有する法人・個人業者が施工するもの

③池田町住宅リフォーム促進事業の補助対象工事であること（裏面参照）

補助金額

対象経費	補助率及び補助金
町長が認めた対象経費が20万円以上であるもの	対象経費の10分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

■補助申請受付期間

令和3年5月10日（月）～5月31日（月）

受付時間：役場開庁日の午前9時～午後5時

受付場所：池田町役場産業振興課

◎受付は先着順です。申請による交付額の合計が予算の上限に達した時点で終了とします。

◎申請日以降に工事を開始するものが対象です。既に着工している事業は申請できません。

■池田町住宅リフォーム補助の対象・対象外工事

1. 対象工事

増築工事	既存の住宅部がない場所に新たに住宅部を建築し、又は、既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事で当該工事の施工面積が、10 m ² 未満であること。
修繕工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもの。 ① 基礎、土台、柱、筋交い等の工事 ② 間取り変更等の模様替えを行う工事 ③ 台所、浴室又は便所等を改修する工事 ④ 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 ⑤ 建具、開口部等の工事
設備工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもので、配線、配管工事を伴うもの又は部屋の内装等の工事を伴うものに限る。 ① 住宅設備（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、湯沸し器等）、衛生設備等の工事 ② 避難・防火設備、換気設備等の工事 ③ 暖房設備（床暖房、蓄熱暖房、FF式ファンヒーター等の敷設）の工事

2 対象外工事等

新築工事	新築工事の全て
外構工事	住宅に附帯する門、壁、擁壁、車庫、通路等の新設、修繕する工事
設備工事	住宅設備、衛生設備、避難設備、防火設備、換気設備、暖房設備等の機器本体のみの取替え又は部品交換
その他	・電化製品等の購入は、床、壁又は天井いずれにも固定されない電化製品等の購入及び部品交換 ※エアコン等の取付式電化製品も工事を伴わないものは対象外 ・国、県及び町から別途補助を受けることができる工事は、補助対象から除外。 ・前年度にこの制度を利用された方は対象となりません。

※注意事項

◎店舗兼用住宅のリフォームに際して、店舗部分の改修も希望する場合は「池田町商業振興対策事業補助金」の制度が利用できます。

■手続き方法 申請書に以下の書類を添付のうえ提出してください

◇ 補助金交付申請書（産業振興課窓口、または池田町ホームページから入手できます）

- (1) 申請者の住民票（写し可）
- (2) 申請者の町税等納税証明書
- (3) 補助対象住宅の固定資産税課税明細書の写し
- (4) 住宅リフォーム工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し
- (5) 補助対象住宅の平面図及び立面図（工事計画が記載されたもの）
- (6) 住宅リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (7) 店舗併用住宅においては、居住部と店舗及び併用倉庫を区分表示した全体平面図面及び全部事項証明書
- (8) その他町長が特に必要と認める書類



お申込み・お問合せ先

池田町役場産業振興課 商工係 電話62-3127 内線168

この制度について電話での勧誘や個別訪問することはありませんのでご注意ください。